

管制業務処理規程改正案に係る意見・質問等(令和5年11月2日適用分)

滑走路における摩擦係数測定廃止に伴う改正

| 項番 | 官署 | 改正案項番 | 質問・意見等 | 回答 |
|----|-------|----------|---|--|
| 1 | 東京TWR | 8(2)a(b) | 雪氷の状態にはブレーキングアクションは含まれないため、「～の状態」ではなく「～の状態及びブレーキングアクション」とすべきではないか。 | 「8(2)a(b) 走行地域における雨水又は滑走路を除く走行地域における雪氷等(積雪若しくは凍結又はそれらに関連した湿潤。以下同じ。)の状態」とすることにより、現行の8(2)a(d)のうち「走行地域に積もった雪、氷、スラッシュ、水たまりの状態」(つまり、スノーバンク以外)を統合するとともに、当該飛行場の状態に関する情報として、「航空機から通報されたブレーキングアクション」及び「空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等」を含めることとします。あわせて、「8(2)a(d) 走行地域及びその付近におけるスノーバンク又は吹きだまりの状態」に修正します。 雪氷の状態にはブレーキングアクションは含まれないのご意見承りました。検討させていただいた結果、ブレーキングアクションは「雨水又は雪氷等の状態に関する情報」として、提供項目に含まれるものとさせていただきます。 |
| 2 | 東京TWR | 8(2)a(b) | フレゾロジーに滑走路が含まれているが、「滑走路を除く走行地域における雪氷等の状態」と記載されていることと、滑走路のブレーキングアクションは8(2)bに記載されていないことから、本項では誘導路のみのブレーキングアクションについて言及すべきではないか。 | 走行地域(滑走路も含まれる)における雨水によるブレーキングアクションに対応するため、フレゾロジーに滑走路を含めています。 |
| 3 | 東京TWR | 8(2)a(b) | 本項を「雪氷等の状態」としたため、8(2)a(d)と重複している。8(2)a(d)は削除すべきではないか。また、8(2)a(d)を残置する場合であれば、滑走路の雪氷の状態は8(2)bと重複するため、接頭に「滑走路を除く」と付すべきではないか。 | 8(2)a(d) 走行地域及びその付近におけるスノーバンク又は吹きだまりの状態に修正します。 現行の8(2)a(d)のうち、走行地域に積もった雪、氷、スラッシュ、水たまりの状態(つまり、スノーバンク以外)は、改正する8(2)a(b)及び現行の8(2)bと重複するため削除します。ただし、スノーバンク及び吹きだまり(吹きだまりは新規制定)については、PANS-ATMIにおいて走行地域に積もった雪、氷、スラッシュ、水たまりとは別項目として規定されていることから存置します。また、スノーバンク及び吹きだまりについては、PANS-ATMIにおいては「adjacent to a runway, a taxiway or an apron(走行地域付近の)」と記載されていますが、現行規定で「走行地域に積もったスノーバンク」と走行地域の記載があることからこれを踏襲し、「走行地域及びその付近における」と記載します。 PANS-ATM 7.5.2 Essential information on aerodrome conditions shall include information relating to the following: c) water, snow, slush, ice or frost on a runway, a taxiway or an apron; e) snow banks or drifts adjacent to a runway, a taxiway or an apron; |
| 4 | 中部 | 8(2)a(b) | 改正案は「雨水又は雪氷等の状態」となっており、また改正理由のカッコ内に「誘導路に対する雪氷等の調査結果等」とある。しかし滑走路路面状態評価方式による調査の対象は雨水又は雪氷等ではなく、雨水又は雪氷等による「路面状態」である。是非、空港安全室に本方式の調査対象が雪氷等なのか、それによる路面状態なのか、ご確認いただきたい。現行の「によるブレーキングアクション」を改正するのであれば、「による路面の状態」であるべきではないか。 | 「8(2)a(b) 走行地域における雨水又は滑走路を除く走行地域における雪氷等(積雪若しくは凍結又はそれらに関連した湿潤。以下同じ。)の状態」とすることにより、現行の8(2)a(d)のうち「走行地域に積もった雪、氷、スラッシュ、水たまりの状態」(つまり、スノーバンク以外)を統合するとともに、当該飛行場の状態に関する情報として、「航空機から通報されたブレーキングアクション」及び「空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等」を含めることとします。あわせて、「8(2)a(d) 走行地域及びその付近におけるスノーバンク又は吹きだまりの状態」に修正します。 空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等は、雨水又は雪氷等の状態ではなく、雨水又は雪氷等による「路面状態」であるのご意見承りました。検討させていただいた結果、空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等は「雨水又は雪氷等の状態に関する情報」として、提供項目に含まれるものとさせていただきます。 |

| | | | | |
|---|-----|----------|--|--|
| 5 | 中部 | 8(2)a(b) | <p>パイロットによる走行地域の路面状態の通報も、空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査してノータムで周知するのも、どちらもブレーキングアクションである。空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査する際、雪氷等の種類や量を調べるものの、結果として周知するのはPOORの箇所だ。SNOWTAMのように雪氷等の種類や量を詳しく周知するわけではない。よって改正の必要を感じない。</p> | <p>空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査してノータムで周知するのは「POOR」等ですが、これはパイロットによる走行地域の路面状態の通報（ブレーキングアクション）とは異なるものです（空港運用業務指針では、空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査した結果については「誘導路又はエプロンの状態」と表現し、「ブレーキングアクション通報」とは区別しています）。このため、管制方式基準について表現の修正を行い、現行の「ブレーキングアクション」という具体的表現から、「雨水又は雪氷等の状態（に関する情報）」という広義の表現に改正させていただきます。</p> |
| 6 | FDA | 8(2)a(b) | <p>以下理由により、(b)項は、変更不要と考える。 ・(b)項およびフレゾロジーがブレーキングアクションに特化している。 ・(d)項に「走行地域に積もった雪、スノーバンク、氷、スラッシュ、水たまりの状態」とある。</p> | <p>「8(2)a(b) 走行地域における雨水又は滑走路を除く走行地域における雪氷等（積雪若しくは凍結又はそれらに関連した湿潤。以下同じ。）の状態」とすることにより、現行の8(2)a(d)のうち「走行地域に積もった雪、氷、スラッシュ、水たまりの状態」（つまり、スノーバンク以外）を統合するとともに、当該飛行場の状態に関する情報として、「航空機から通報されたブレーキングアクション」及び「空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等」を含めることとします。あわせて、「8(2)a(d) 走行地域及びその付近におけるスノーバンク又は吹きだまりの状態」に修正します。</p> <p>8(2)a(b)項は、航空機から通報されたブレーキングアクション以外の情報（雨水又は雪氷等の状態、空港管理者が実施した誘導路に対する雪氷等の調査結果等）もあることから表現の修正を行うものです。空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査した結果は「POOR」等で報じられますが、これはパイロットによる走行地域の路面状態の通報（ブレーキングアクション）とは異なるものです（空港運用業務指針では、空港管理者が滑走路以外の走行地域を調査した結果については「誘導路又はエプロンの状態」と表現し、「ブレーキングアクション通報」とは区別しています）。</p> |
| 7 | SKY | 8.(2)b | <p>念のための確認ですが、今回の改正に伴いAIP AD 1.2 消火救難業務及び除雪対策も改訂されますでしょうか。</p> | <p>改訂されます。</p> |